

関税法施行規則等の一部を改正する省令 参照条文目次

- 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（関税定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号）による改正後）（抄） 1
- 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（関税定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号）による改正後）（抄） …… 2
- 不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第八十五号）による改正後）（抄） …… 3

◎ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（関税定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号）による改正後）（抄）

（不当廉売関税）

第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条及び次条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）がされた貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売がされた貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条及び次条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条及び次条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条及び次条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

2337 （省略）

（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）

第八条の二 前条第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、次の各号に掲げる貨物（第一号及び第二号に掲げる貨物にあつては指定貨物の正常価格より低い価格で輸出のために販売されるものに限る。第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料の一部として生産される同項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（同項の規定により指定された期間内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間（前条第二十七項の調査が開始された場合にあつては、当該指定された期間の初日から当該調査が終了する日又は当該指定された期間の末日のいずれか遅い日までの期間）内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、同条第一項の規定により課する不当廉売関税に相当する税額の関税を課することができる。

一 指定貨物の供給国（前条第一項の規定により供給者のみを指定している場合にあつては、当該供給者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この条において「指定貨物供給国等」という。）から輸出された貨物又は指定貨物供給国等を原産国とする貨物を原料又は材料の一部として生産された同項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の価

額に占める当該原料又は材料の価額の割合が財務省令で定める割合を超えるものに限る。)であつて、本邦及び指定貨物供給国等以外の国又は地域(以下この号及び第十六項第一号において「第三国」という。)において生産されたもの(第三国における前条第一項の規定により指定された貨物の生産において、重要でない工程として財務省令で定めるもの以外の工程を経たものを除く。)

二 前条第一項の規定により指定された貨物と性質及び形状が近似する貨物(同項の規定により指定された貨物と用途が直接競合するものに限る。)であつて、指定貨物供給国等において生産されたもの

三 前条第一項の規定により指定された貨物の原料又は材料の一部となる貨物(次のいずれにも該当するものに限る。)であつて、指定貨物の供給者が輸出し、又は生産したもの

イ 当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される前条第一項の規定により指定された貨物(本邦における同項の規定により指定された貨物の生産において、重要でない工程として財務省令で定めるものを除く。)が国内において販売される場合における当該貨物

ロ 当該貨物を原料又は材料として本邦において生産される前条第一項の規定により指定された貨物の価額に占める当該原料又は材料とされる当該貨物の価額の割合が財務省令で定める割合を超える場合における当該貨物

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 前条第五項の規定による調査を開始した日から当該調査に係る同条第一項の規定による不当廉売関税について同項の規定により指定された期間の末日までの間において、同項の規定により指定された貨物の輸入量の減少又は前項各号に掲げる貨物の輸入量の増加その他の財務省令で定める事情があると認められない場合

二 (省略)

3 17 (省略)

◎ 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(関稅定率法等の一部を改正する法律(令和八年法律第五号)による改正後)(抄)

(指定保稅地域において貨物を管理する者の規則の定め)

第四十一条の二 指定保稅地域において貨物を管理する者は、その指定保稅地域の業務について、その者(その者が法人である場合においてはその役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手續及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定め、当該指定保稅地域において貨物の管理を開始した後、遅滞なく、税関長に届け出なければならぬ。当該規則に定められた事項を変更した場合においても、同様とする。

(許可の要件)

第四十三条 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の許可をしないことができる。

一〜十 (省略)

十一 申請者が、前条第一項の許可を受けようとする保税蔵置場の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていない場合

(保税蔵置場についての規定の準用)

第六十一条の四 第四十二条第二項及び第三項（保税蔵置場の許可）、第四十三条（許可の要件）、第四十三条の二第二項（外国貨物を置くことができる期間）並びに第四十三条の三から第四十八条の二まで（外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・業務改善命令・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可をしない」と、同条第一号及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第四十三条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十七条（外国貨物を置くことができる期間）」と、第四十三条の三第一項中「三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）」とあるのは「三月」と、「置こうとする場合」とあるのは「保税作業のため置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前に」と、同条第三項中「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と、第四十八条第一項中「に入れること」とあるのは「に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすること」と読み替えるものとする。

(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)

第六十二条の七 第四十二条第三項（保税蔵置場の許可）、第四十三条（許可の要件）、第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）、第四十三条の四第二項（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）、第四十四条から第四十八条の二まで（貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・業務改善命令・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）、第五十九条第一項（内国貨物の使用等）、第六十一条第三項から第五項まで（保税工場外における保税作業）及び第六十一条の三（記帳義務）の規定は、保税展示場について準用する。この場合において、第四十二条第三項中「第一項の許可又は前項但書の更新」とあるのは「第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の許可」と、第四十三条中「前条第一項の許可をしない」とあるのは「第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）の許可をしない」と、同条第一号及び第九号から第十一号までの規定中「前条第一

項」とあるのは「第六十二条の二第一項」と、第四十三条の三第三項中「第六十七条の二」とあるのは「第六十七条の二第一項」と、「第一項の承認の申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の承認の申告」と、「第四十三条の三第一項」とあるのは「第六十二条の三第一項」と、「保税蔵置場」とあるのは「保税展示場」と、第四十三条の四第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の三第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」と、「同条」とあるのは「第六十八条の二」と、「第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による申請」とあるのは「第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」の規定による申告」と、第六十一条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と、「同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二条の五」と、「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

（総合保税地域の許可）

第六十二条の八 総合保税地域とは、一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設（次項において「一団の土地等」という。）で、次に掲げる行為をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

一〜三 （省略）

2 税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一〜四 （省略）

五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人（当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号及び第七号において同じ。）が第四十三条第一号から第七号まで（許可の要件）に掲げる場合に該当しないこと。

六 （省略）

七 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人が、前項の許可を受けようとする総合保税地域の業務について、当該法人（その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

◎ 不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）（関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第八十五号）による改正後）（抄）

（還付）

第十九条 法第八条第三十二項の規定により指定貨物に係る不当廉売関税の還付を請求しようとする輸入者は、還付を受けようとする不当廉売関税の額及びその計算の基礎を記載した還付請求書に、要還付額があることについての十分な証拠を添えて、これを当該指

定貨物の輸入を許可した税関長に提出しなければならない。この場合において、税関長は、当該提出された書面の写し及び当該証拠を財務大臣に送付するものとする。

2 前条第一項後段の規定は、法第八条第三十三項の調査が開始された場合について準用する。

3 財務大臣は、法第八条第三十四項ただし書の規定により同条第三十三項の調査の期間を延長することが決定されたときは、速やかに、その旨、延長される調査の期間及び延長の理由を同条第三十二項の規定により請求をした輸入者に対し書面により通知しなければならない。

4 財務大臣は、法第八条第三十三項の調査が終了したときは、その調査の結果を税関長に通知するものとし、税関長は、当該通知に基づき、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当販売関税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面によりその請求をした輸入者に通知する。

5 前各項の規定は、法第八条の二第十六項の規定により同条第一項の規定による関税の還付を請求しようとする場合について準用する。